

教育未来創造会議ワーキング・グループの開催について

令和3年12月27日
教育未来創造会議決定
令和4年9月29日
一部改正

1. 我が国の未来を担う人材の育成に向けて、現状の分析をはじめ、専門的、多角的な検討を深めていくため、教育未来創造会議ワーキング・グループ（以下「ワーキング・グループ」という。）を開催する。
2. ワーキング・グループの構成員は、次のとおりとする。文部科学大臣兼教育未来創造担当大臣は、教育未来創造会議有識者の中からワーキング・グループの座長を指名するとともに、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。
文部科学大臣兼教育未来創造担当大臣
教育未来創造会議有識者のうち文部科学大臣兼教育未来創造担当大臣が指名する者
3. ワーキング・グループの庶務は、文部科学省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房教育未来創造会議担当室において処理する。
4. ワーキング・グループの運営については、教育未来創造会議運営要領（令和3年12月27日教育未来創造会議決定）を準用し、同決定中「議長」とあるのは「ワーキング・グループの座長」と読み替えるものとする。